

## 【令和5年度飯山市保育料徴収基準額表】

単位：円（月額）

階層	定義	認定		保育・2号（3歳以上）		保育・3号（3歳未満）	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護法による被保護世帯等	○	○	○	○	○	○
2	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	○	○	○	○	○
3		所得割非課税世帯	○	○	4,900	4,700	
4	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600 円未満	○	○	10,100	9,900	
5		63,000 円未満	○	○	13,300	12,900	
6		77,100 円未満	○	○	16,400	16,000	
7		97,000 円未満	○	○	19,500	19,100	
8		118,000 円未満	○	○	22,400	21,800	
9		142,000 円未満	○	○	25,300	24,700	
10		169,000 円未満	○	○	28,100	27,500	
11		211,200 円未満	○	○	30,500	29,600	
12		255,000 円未満	○	○	32,900	32,000	
13		301,000 円未満	○	○	35,200	34,300	
14		348,000 円未満	○	○	37,900	36,700	
15		397,000 円未満	○	○	40,600	39,400	
16		397,000 円以上	○	○	44,500	42,900	

■ 年度途中において満3歳に到達し、2号認定に該当する場合であっても、その年度中の保育料は3号認定の金額となります。

■ 2号認定、3号認定のうち非課税世帯に該当される方は、2019年10月以降の保育料は0円となります。

## 【保育料の軽減等】

### ① 市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満の要保護世帯（ひとり親世帯等）

単位：円（月額）

多子順位	第1子 (生計を一にする子のうち最年長の子)				第2子以降 (生計を一にする子のうち最年長の子から数えて2番目以降の子)			
	認定		保育・2号（3歳以上）	保育・3号（3歳未満）	保育・2号（3歳以上）		保育・3号（3歳未満）	
階層	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
2	○	○	○	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○	○	○	○
4	○	○	300	200	○	○	○	○
5	○	○	1,500	1,500	○	○	○	○
6	○	○	1,500	1,500	○	○	○	○
7※	○	○	1,500	1,500	○	○	○	○

※ 第7階層については、市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満の場合のみ上記の軽減対象となります。

### ② 市町村民税所得割合算額が 57,700 円未満の多子世帯（子どもの人数が2人以上の世帯）

多子順位	第3～第5階層			
第1子（生計同一の子のうち、最年長の子）	軽減なし（全額）			
第2子（生計同一の子のうち、最年長の子から数えて2番目の子）	50%軽減（半額）			
第3子以降（生計同一の子のうち、最年長の子から数えて3番目以降の子）	100%軽減（無料）			

### ③ ①②以外の世帯で、同一世帯から兄弟姉妹が2人以上同時に入所している場合

同時入所順位	対象となる児童	軽減（保育料）
1人目	保育所等に入所している子のうち、最年長の子	軽減なし（全額）
2人目	保育所等に入所している子のうち、最年長の子から数えて2番目の子	50%軽減（半額）
3人目以降	保育所等に入所している子のうち、最年長の子から数えて3番目以降の子	100%軽減（無料）

### ④ 同一世帯の兄弟姉妹で「第3子以降」に該当する児童の保育料は「無料」

一定の要件及び申請が必要になります。

## 【延長保育料】

延長保育の対象児童は、次の要件に該当する児童です。

- ・保護者の勤務、疾病、その他の事情により保育必要量を超えて保育を必要とする場合。
- ・保護者の冠婚葬祭や、緊急に保育必要量を超えて保育を必要とする場合。

利用時間	利用者負担額		
	月極（月額）	12日以内（月額）	1日単位（日額）
午前7時30分～午前8時30分	1,600円	800円	200円
午前8時00分～午前8時30分	800円	400円	100円
午後4時30分～午後5時00分	800円	400円	100円
午後4時30分～午後5時30分	1,600円	800円	200円
午後4時30分～午後6時00分	2,400円	1,200円	300円
午後4時30分～午後6時30分	3,200円	1,600円	400円
午後4時30分～午後7時00分	4,000円	2,000円	500円
午後6時30分～午後7時00分	800円	400円	100円

※ 利用料は、翌月分の保育料と併せて納入していただきます。

## 【休日保育料】

休日保育の対象児童は、次の要件に該当する児童です。

- ・両親（保護者）が共に就労等により休日（日曜・祝日等）の保育を必要とする場合。
- ・保護者の冠婚葬祭や、疾病、その他の事情により緊急に休日保育を必要とする場合。

認定区分	利用者負担額（日額）	
	2号認定	3号認定
保育標準時間	1,300円	1,600円
保育短時間	1,000円	1,200円
(延長保育)	(左表の1日単位を適用)	

■ 年度途中において満3歳に到達し、2号認定に該当する場合であっても、その年度中の保育料は3号認定の金額となります。

※ 利用料は、翌月分の保育料と併せて納入していただきます。

## 【一時預かり保育料】

保育園や幼稚園に入園していないお子さんを一時的にお預かりします。

利用時間	利用者負担額（日額）	
	3歳以上児	3歳未満児
4時間以内	800円	1,100円
8時間以内	1,600円	2,200円

■ 年度途中において満3歳に到達した場合も、その年度中は3歳未満児の金額となります。